二　ベトナム人介護福祉士の就労

1　（略）

2　ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該ベトナム人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1)　過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(2)・(3)　（略）

3　（略）

第四　受入れ調整機関によるあっせん等

一　（略）

二　受入れ調整機関の事業

事業団は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1～3　（略）

4　受入れ機関からの報告の受理

(1)　（略）

(2)　随時報告

イ　受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ・ハ　（略）

ニ　受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ～ヌ　（略）

(3)・(4)　（略）

5～9　（略）

三　（略）

第五・第六　（略）

附則　（略）

別表第一～第四　（略）

二　ベトナム人介護福祉士の就労

1　（略）

2　ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該ベトナム人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1)　過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(2)・(3)　（略）

3　（略）

第四　受入れ調整機関によるあっせん等

一　（略）

二　受入れ調整機関の事業

事業団は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1～3　（略）

4　受入れ機関からの報告の受理

(1)　（略）

(2)　随時報告

イ　受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ・ハ　（略）

ニ　受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ～ヌ　（略）

(3)・(4)　（略）

5～9　（略）

三　（略）

第五・第六　（略）

附則　（略）

別表第一～第四　（略）